

国立大学法人弘前大学教育学部と弘前市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と弘前市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、弘前市における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 1月27日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

梶 正 博



乙 弘前市教育委員会教育長

佐藤 弘 昭



国立大学法人弘前大学と青森県教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と青森県教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）学校教育の充実・振興に関すること。
- （2）社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- （3）文化・芸術活動、文化財の保護と活用に関すること。
- （4）その他双方が必要と認めること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

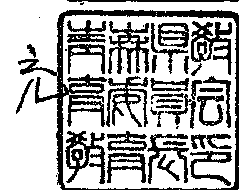
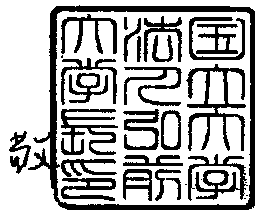
第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保持する。

平成27年 2月24日

甲 国立大学法人弘前大学長 佐藤

乙 青森県教育委員会教育長 中村



国立大学法人弘前大学教育学部と黒石市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と黒石市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、黒石市における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

乙 黒石市教育委員会教育長

戸塚 孝
阿保 淳士



国立大学法人弘前大学教育学部と平川市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と平川市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、平川市における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

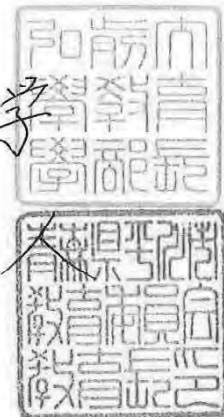
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

乙 平川市教育委員会教育長

戸塚 学
柴田 正



国立大学法人弘前大学教育学部と藤崎町教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と藤崎町教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、藤崎町における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

戸塚



乙 藤崎町教育委員会教育長

武田



国立大学法人弘前大学教育学部と大鰐町教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と大鰐町教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、大鰐町における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

戸塚 学



乙 大鰐町教育委員会教育長

木田 専一



国立大学法人弘前大学教育学部と田舎館村教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と田舎館村教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、田舎館村における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

戸塚 孝



乙 田舎館村教育委員会教育長

金枝 尚明

